

明治十年代における教育政策の転換と その地方への浸透過程

— 宮城県の場合を中心として —

千葉 昌 弘

— 目 次 —

- I はじめに
 - II 「学制」政策の展開と、その「地方」への屈折の過程
 - III 「学制」から「教育令」への教育政策の転換と、明治10年代における「地方」教育の動向
 - IV 「改正教育令」の公布と、その「地方」への浸透過程
 - V おわりに
- 註

I はじめに

政治的には似非立憲君主制としての欽定憲法体制が成立し、経済的には資本の原蓄過程を経て産業革命が遂行された明治20年代から30年代にかけての時代は、近代日本の教育（政策）史の上で、「天皇制国家主義教育体制の確立期」とされている。その前史としての明治10年代は、かかる教育体制が不動のものとして確立される以前の、いわば過渡期とも称すべき一時代を形成しており、教育法制史上、明治5年の「学制」に始まり、明治12年の「教育令」、翌明治13年の「改正教育令」を経て、明治18年の「再改正教育令」へと、教育法が相次いで改廃をみた時代に該当する。

明治10年代の教育政策は、これら教育法の改廃を教育政策転換の重要な基点としながら天皇制国家としての全機構の整備過程に照応させながら、教育制度及びその内容を中央集権的に整備・統合を進め、次第に天皇制国家主義教育体制確立への指向を顕在化させていったとみることができであろう。これは筆者の一つの仮説であり、本稿における主要なテーマでもある。ところで、明治前期の教育政策史の研究につい

てみれば、既に定評ある土屋忠雄氏の先駆的業績をはじめとして幾多の先行研究が残されている。しかしその多くは、主として教育政策や教育制度・教育行政等の変遷史的考察にとどまり、その「地方」への具体的展開に伴っていかなる教育状況が存在し、その中で国民がどのように自己を形成していったのか、あるいはまた教育における「近代化」と「地方性」の問題、公教育における「政治と教育」の関係、等々について、具体的実証的な考察を試みた研究は極めて稀有な現状にあるとみられる。本稿はこうした傾向を反省しながら、明治10年代における教育政策転換の過程を、「地方」への浸透との反覆関係において把握しながら、そこに天皇制国家主義教育体制の「原型」創出の過程を究明しようと意図するものである。

II 学制政策の展開と、その地方への屈折の過程

旧幕下の諸教育（教化）施設は、支配権力が個別的領主に分有されていた結果、この個別的領主権力に附随しながら、孤立、分散して成立し、領主権力を頂点として構成される封建的身

分関係に対応して、藩校・郷校及び寺子屋・私塾・家塾等が、それぞれ自己完結的、完成教育施設として存在していた。所謂「封建的教学体制」を構造としていたのである。¹⁾ かかる教育体制自体、幕藩体制の産物といえるが、それがまた同時に幕藩体制を維持・補強する役割を担っていたことは勿論である。

然るに幕末に至り、全般的な幕藩体制の動揺と農民的商品生産の発展に伴って、体制存続を可能ならしめる教学体制の再編、改革が進行し、その過程で、従前藩権力が就学対象として除外していた士族以外の三民をも、人民掌握の必要から就学対象化せざるを得なくなっていく。かかる事態そのものが、幕藩体制の崩壊過程を物語るとともに、公教育体制の萌芽ともいえよう。幕藩体制及び封建的教学体制の動揺、混乱そして崩壊という事態の推移の中で明治維新を迎えるのである。

維新直後の明治2年(1869)2月、新政府は「諸府県施政順序」²⁾を布達し、その中で、読・書・算を中心とした実用的教科を教授する「小学校ヲ設ル事」を指令し、庶民をも中央集権的に組織された初等教育の就学対象化する構想を明らかにした。その本質的な意図は、明治2年3月、特に「皇化ニ服セサル」東北地方に対し発した布告、「庠序ノ教不備候テハ政教難被行ニ付、今般……小学校被設人民教育ノ道治ク被為在度思召候…」³⁾に端的に表現されているように皇道主義に基づいて、人心掌握、政教一致の観点からの、極めて前近代的、むしろ反近代的ともいえる国民教化にあった。こうした政府の意図とは別に、維新以降、「学制」頒布(明治5年)にかけて、全国各地で一般民衆を対象とした諸教育機関を設立しようとする動きが生れていたのである。⁴⁾「学制」は、封建的教学体制を全面的に清算しつつ、同時に、上述の明治初年における全国各地での庶民教育機関設立の動きを「従来府県ニ於テ取設候学校……不都合之義……一旦悉令廃止」⁵⁾として阻止し、全ての教育機関を、唯一の統一的権力である明治維新政府に帰属せしめる公教育体制の樹立を宣言したの

である。明治5年(1872)8月「万国学制ノ最善ナルモノヲ採リ」とされた「学制」が頒布され、ここにわが国において最初の全国的な規模に及ぶ国民教育制度の樹立が確定されたのである。「学制」は、義務教育制、義務教育費の国庫補助、単線型学校体系、学級制の採用、近代的教科書の編集、宗教と教育の分離、教員養成制度、学区制による教育行政の一般行政からの独立等々を内容とし、形式上制度的には所謂「近代教育」の理念並びにその要素を、部分的、制限的にではあるが含むものとして、一般に、わが国における近代学校制度の基礎を確立したものと評価され、わが国における「教育の近代化」過程の一応の起点とする見方は、多くの論者の共通した見解である。⁶⁾文部省は「学制」実施についての当面の計画として、「厚クカヲ小学校ニ可用事」とし、「人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサル」小学校の設置を「当今着手第一ノ務トス」の方針を立て、その具体的着手を各地方庁に指令したのである。⁷⁾これによって各地方当局にとっては「学制」の実施、とりわけ小学校の開設が、当面する重要且つ緊急の課題とされたのである。明治6年(1873)1月31日付、宮城県当局が文部省に対し提出し、その認可を求めた「学制」実施計画⁸⁾の一節に、「先以一小区内ヘ一ヶ所ツム小学校ヲ取設……中学ノ儀ハ小学ヲ設立ノ後云々」とあり、同伺に対する文部省の指令の中で、「但中学校設立ハ小学校普及ノ後ニ属シ候ニ付其節詳細取調可伺出事」⁹⁾と指示していることから、文部省の小学校重点政策を再確認できよう。かかる方針は、「学制」実施初年に限らず、「学制」施行期(明治12年9月の「教育令」公布にいたるまでの時期)を通じて一貫して持続されたと理解される。

ところで上述した、宮城県当局が策定し、その認可を求めた「学制」実施計画書は、その提出時期が全国的に最も早期であったことも注目されるが、同時に、「学制」実施に当面した当時の「地方」の一般情勢を窺う上で、すなわち「学制」体制を受けとめ、それを推進していく

「地方」の主体的・社会的諸条件がどうであったのか、更にはまた、「学制」の教育計画が「地方」の段階でいかなる屈折を余儀なくされたか、等の事情を考察する上で、極めて重要な手掛りを提供しているように思われる。同文書によれば、維新直後の宮城県的情勢は「封土ヲ減削セラレ……藩士一時方向ヲ失シ風俗頓ニ頹廢シ流離艱難実ニ其慘状ヲ極メ……」¹⁰⁾ での混乱・動揺を続けていた。加えての「学制」頒布である。「総戸数ノ凡八九分ハ病弊ヲ極メ今日ノ生計ニ苦ミ居リ」¹¹⁾ の絶対的な窮乏状態からして「御規則(「学制」一筆者註)ノ通一時取揃創立」は「何様説諭ヲ加ヘ候得共出来兼候」と、まずは「学制」の完全実施は不可能であることを主張し諒解を求めている。次いで「学制」実施の具体的方策に触れて、「総戸数六万六千九百七戸、人員四拾万六千百十三人」を「人口十三万ヘ一中学建設ノ積ヲ以テ」管下を3中学区、230小学区に分画し、「一小区内ヘ一ヶ所ツヽ小学校ヲ取設」け、将来「漸ヲ以テ拡充」して「学制」の指標に近づきたい。各小学校に就学の生徒は「大略百五十人」と見込み、各校に「読書習字算術」の3教科を担当する教員3名を月給2円で配置し、その費用は、県下総戸数を貧富により「上等五十銭下等三十五銭」に分け徴集し、その総額「二万六千六百二十円八十銭」を一枚平均「百十六円三十六銭」の割で分割配付し、小学校の維持・運営費に充当する。「授業料」も「学制」の規定の額では「徴集不可能」とし、貧富差に応じて「上等十二銭中等七銭下等三銭」に分けて徴集し、教員の人件費にあてる。以上が伺書の大略である。「学制」の目標、規定からかなり後退、変容した計画が立案されていたことは僚然であり、「学制」の教育計画が「地方」の段階で大きな屈折を余儀なくされたことが注目される。こうした現象は全国的にも共通したことがらであり、¹²⁾ 往時の地方の社会的経済的状况からして、「学制」の教育計画そのものが現実性をもたぬものであったことを如実に反映していることといえよう。

ともあれ、「学制」実施が半権力的に督励さ

れ、この教育計画の具体化が、県当局の行政指導のもとで、特に地方一般行政機関である大小区を通して積極的にすすめられたのである。例えば、先述の伺書の認可を得た宮城県当局は県下の区戸長に対し布達を発し¹³⁾ (明治6年2月7日付)、その即時実施を指令した。その結果、明治6年3月以降、「学制」小学校の開設が相次ぎ、同年度中に県下に225校の小学校が創設され、2万余の就学児童を数えたのである。以後も学校数・就学児童数の漸増現象がみられ、その現象のないし量的側面においては教育普及の傾向を辿ったかに見える。¹⁴⁾ しかるにその実態はどうであったか、具体的な史料に基づいて若干検討してみよう。続々と設立を見た小学校の大部分は「旧官舎社寺民家ノ古造作ヲ」借用補修して校舎にあてたものであった。明治11年6月、県下の学事を巡視した文部省権大書記辻新次は、新築134校、寺院借用90校、民家借用130校であると報告しているが、その新築といえども1学校1教場程度の極小規模の校舎が一般的で、寺子屋と大差ない施設であったといえよう。¹⁵⁾ 従って「教場ノ設備整ワスシテ授業ノ實際ニ不便ヲ極ム」が常態で、教授＝学習活動に必要な最小限の教具・設備すら整えられなかったといえる。¹⁶⁾ 加えて教員の多くは授業手伝、助教、仮教師等と別称された正規の資格もなく、また和算、習字等の所謂「古い型の教養」をある程度身につけてはいたが、洋学などの「学制」の教科目についての教養を欠いた者が大半であり、¹⁷⁾ 「生徒ノ優秀ナル者疑フ所ヲ質シテ答ル能ハス、辞ヲ飾リテ妄答スル」¹⁸⁾ 有様であった。物的にも人的にも貧しい教育環境にあったといえる。就学状況においても、明治6年32.6%、明治10年35.7%とともに全国水準をわずかに上まわる状況を示したとはいえ、就学をめぐる貧富差、地域差、男女差は存続し、たとえ就学し得ても「一二年又ハ三四年ニテ退校家事ニ従事シ家職ニ身ヲ委ネサルヲ得ス」¹⁹⁾ が実情であった。学齢児童の圧倒的多数の者は「志アリト雖」も「父兄ノ業務ヲ助クル為メ入学ノ余暇ナキ」とか、「幼若ノ女子……他ノ家ニ

雇レテ子守ト称シ終日他人ノ嬰兒ヲ背ニシ」とか、或いは「授業料」負担に耐えかねて、等々の理由²⁰⁾で教育を受けることができずに無教育のままに放置されていたのである。たてまえでは四民平等無差別就学を理想とした「学制」教育の現実はこのようなものであったのである。当時の民衆が、かかる教育現実を評して、「活用ノ途ナク始ト死物ニ似タル」²¹⁾とか、「国家無用ノ物ヲ以テ学校ノ基礎トナス」²²⁾とか、極端な場合には「子供を盲者に為度くば学校に入れよ」²³⁾と酷評する事態も当然あり得たのである。

かかる「学制」教育の不振・停滞は全国的な傾向でもあるが、その因を宮城県当局は「父兄ノ蒙昧ナル教師の固陋ナルニヨリ」²⁴⁾と一方的な判断を下しているが、より根本的には、資本主義の未発達段階で、財政的措置を伴う教育諸条件の整備のほとんどすべてを、地方の一般民衆の負担ないしその犠牲において「学制」体制を强行推進しようとした、その「学制」政策そのものにあつたといえよう。従来、「学制」の不振・停滞の原因は、日本の構造的実状にあわない外国制度の移入と教科目の非日常的内容に求められてきた。しかし上述してきた「学制」下教育の実態に基づいていけば、往時の在地における経済的基盤や家庭経済、更には、民衆の教育に対する期待や要求、在地の教育慣行や文化伝統とが、「学制」政策の本質と矛盾ないし対立するものではなかったか、という歴史構造において究明する視点が、今日極めて重要になってきているといえるのではなからうか。それはともかくとして、「学制」教育は年次の進行につれて停滞の度を深め、政策的には教育の全国的な画一的整備化を意図しながら、政府の期待する教育と地方における教育実態との間には大きな乖離が存在し、両者の間に矛盾が顕在化しつつ明治10年代をむかえていったのである。

Ⅲ 「学制」から「教育令」への教育政策の転換と、明治10年代における「地方」教育の動向

明治12年(1879)9月、「学制」が廃止され、「教育令」が公布された。改めて述べるまでもなく「教育令」は、教育行政や教育制度についての基本的事項のみを規定し、その具体的展開は地方当局の権限とする、所謂教育行政における地方分権主義ないし自由主義を教育政策上の方針とした。この教育法の改定は、「学制」以来の教育政策の最初の転換を意味する画期的な事柄であるが、それは農民一揆の激発、自由民権思想の成長とその運動の全国的な波及、そしてこれらの動向と深い関係において成立した所謂「地方三新法」体制の展開、等々の歴史的的政治的動向との関連において為されたものであつた。²⁵⁾「地方」教育の動向に則して言えば、明治10年を前後して「学制」教育は不振・低迷の度を更に深め、就学拒否や教育費徴集忌避、更には小学校の焼打や廃止の要求が現実のものとなって、²⁶⁾「学制」教育政策の現実的修正が必要であるとの認識が、地方当局の間で自覚され始めていたのである。その間の事情を宮城県の場合について跡づけてみることにしよう。

明治9年以降、同11年にかけての「宮城県学事年報」は、それまでの学事報告に「将来教育進歩ニ付須要ノ件」²⁷⁾と題する一項目を加えて、「学制」教育の現実に照して問題点、改善すべき諸点を列挙し、その具体的な改善方策についても幾つかの提案を試みている。例えば、教則について、「現今教則実用ニ適セサルモノ多ク往々年月ヲ費シ卒業甚タ難キ」と指摘し、「地方適応ノ教則ニ改正シ……卒業迅速ナラシムヘキ」²⁸⁾ことを提案しているのを始め、就学向上のため授業料免除と書籍貸与を実施すること、²⁹⁾女子就学奨励のため裁縫科の設置や女学校や女紅場の開設をすべきとの提案、³⁰⁾更には、教員の資質向上のため「教育書ヲ講習セシムル」³¹⁾研修活動を推進すべきこと、等々が網羅的に指摘されている。重要なことはこれらの指摘が単なる本省向けの報告にとどまることなく、その具体化への努力が為されていた事実である。例えば、明治9年(1876)10月11日付で県は「学区取締仮規則」³²⁾を制定し、これまで

「薄給ニ付人物得難キ」³³⁾といわれ、「教科ヲ知ラス只空飾ヲ主張スル弊アリ、名アリテ実ナキ」³⁴⁾と批判された学区取締の職務内容及びその権限を明確にするとともに、それを補佐するものとして学区取締補の配置を試みたこと。続いて明治10年(1877)7月には、「裁縫科規則」³⁵⁾を定めて、公立小学校に女子の為の裁縫科の設置を半ば義務づけ、女子教育振興の一策としたこと。この裁縫科設置についてはその前年来、現実に教員有志によって提唱され、幾つかの学校で試みられていた³⁶⁾ことに触発され、それを公認したものとみられる。その他、勤労青年層及び学齢を越えた児童を対象とした「夜学校」の開設。³⁷⁾無資格教員を対象とし簡易に教員養成を意図して設立の「小学校教員伝習学校」³⁸⁾の試み等がその具体的事例である。こうした明治10年を前後しての宮城県当局の教育施策のほとんどのものが、主として現職教員の間で現実に必要と主張され、その一部は実践化されていた事柄であり、それを県の教育施策の中に積極的に取り入れたものであり、その姿勢は注目され、高く評価してよいであろう。つまり、教師の教育実践者としての主体性がそれなりに尊重され、地域住民及び県当局との結合・協力関係において、「上から」の公教育の体制化を「地方」が主体的に受けとめ、「学制」教育を「地方」の現実に適合したものへと改善していこうとする気運が生じていたことの何よりの証左を示すこととして注目されるということである。そしてかかる傾向を更に前進させる施策が明治12年に至ると現実化していったのである。それを「宮城県小学校教則」及び「宮城県学規」の制定にみることができる。

「宮城県小学校教則」³⁹⁾(明治12年8月4日付、県達第144号)は、これまで「読書算」を中心とした暫定的教則に準拠して実施されていた教育内容を抜本的に修正したものであるとともに、学校体系並びに就学年限についても極めて注目される「学制」規定の現実的改正を試みたものであった。即ち、「学制」において上下2等各8級制8年制の尋常小学を、「学期ヲ六

カ年ト定メ、課程ヲ六級トナシ毎級前後二期毎期の修業ヲ六カ月」とする「正科」と、「学期ヲ四カ年ト定メ課程ヲ四組ニ分ツ」略科とに分化して、そのいずれかの科を修了しても(正科においては36カ月=3カ年、略科においては24カ月=2カ年)尋常小学卒業とみなすものとした。「学制」の規定を著るしく短縮した修学年限に改めたのである。それとともに「学制」の14教科(綴字・習字・単語・会話・読本・修身・書牘・文法・算術・養生法・地学大意・理学大意・体術・唱歌、以上「下等小学」教科)編成を6教科(読書・問答・書取・算術・習字・体操、以上「正科」及び「略科」共通)編成と簡略化をすすめ、その内容は「日常必要ノ事物」に限定して編成するものに改めた。特に「裁縫科」は「正科・略科」共に女子の必須教科と規定したのである。⁴¹⁾けだし、文部大書記官辻新次が、明治10年県下の教育事情を視察して「課業書ニ記載セラル文字章句ニ依リ教員生徒相互ニ読問誦答セル者ニシテ教員生徒其ニ其言語皆同一ニ似タル」⁴²⁾と、教科書に埋没し「活用の途ナク殆ト死物ニ似タル」と評した往時の教育実態の問題状況は、主として非実用的教育内容にその因が求められることから考慮すれば、この教則改正の意義は大きなものであったと考えられる。「宮城県小学校教則」の制定が、「学制」の制度的、内容的側面における現実的改善策であったとすれば、「宮城県学規」⁴³⁾(明治12年9月8日付、県達第166号)は、教育行政の方針及びその制度面における改革を意図するものであったといえよう。「宮城県学規」は、その冒頭の箇所、「小学ノ教育タルヤ敢テ高尚ノ学科ヲ授ケテ英才ヲ育シ賢士ヲ養フ所以ノモノニ非ス、専ラ人民ノ必ス當ニ学フヘキ普通の学科ヲ教ヘ云々」と、普通教育の重要性を力説して、暗に「学制」教育を批判し、以下全12章74ヶ条にわたって、主として地方教育行政の組織並びにその運用に関し詳細な規定を設けている。その中でも注目される条項は、第一章及び第五章の学区制についての規定であろう。「学制」において、たてまえとしては一般行政

から独立した教育行政固有の組織として予定され、現実には、一般行政組織である大小区に依拠して設定された「学区」制を改め、「一町村若クハ数町村ヲ以テ」設定することとしたのである。これは、幕藩体制統治の基礎単位であった「村」を、戸籍法の制定などによって形骸化しようとする意図、その故にこそ敢えて「学区」を「村」と切離して設定しようとした意図とは相対立した地方教育行政構想とも評価し得るが、その円滑な運用という意味では「町村制」と「学区制」を合致させようとした意義深い処置であったといえる。これとともに「学区取締」を「学区委員」と、その名称を改めたばかりか、それを町村内住民の公選制と改めたのである。「学区」といい、「学区委員」といい、あたかも「教育令」下の地方教育行政方針を先取りした観のする施策であったことは注目されよう。更に、「授業ノ法ヲ演習シ教育ノ道ヲ講究セシムル為メ」に教員授業演習会を開催すべきとした規定（第11章）、「実地教則ノ適否ヲ審察シ専ラ授業法ノ伝習ノ事ヲ担当」する巡回訓導制を規定している等々が、特色ある、注目すべき条項といえる。

「宮城県小学校教則」並びに「宮城県学規」の制定を以って、結果的には「教育令」体制への路線が敷設された、とまで飛躍して述べることはできないとしても、最早「学制」教育は空文無力化してしまったという現実は否定し難い事実であったといえる。既に中央レベルでは、明治10年を前後して田中不二麿を中心に「学制」改正の作業が具体化しつつあった⁴⁴⁾とされる事情と符号した動向を、地方の教育現実は顕在化していたことを指摘するにとどめたい。

ともあれ、上述の「宮城県学規」が制定された20日余りの後、「学制」が廃止され、「教育令」が公布されたのである。（明治12年9月29日、太政官布告第40号）この「教育令」公布に際して宮城県当局は、「一時ノ誤解ニヨリ……学事退歩ノ景況ヲ見シ」としながらも、「町村自治ノ精神爰ニ始テ起リ小学維持ノ如キニ至テモ亦更ニ競争ノ気力ヲ振起スル」と、住民の直

接選挙によって構成され運営される学務委員制度の自治的な教育行政の展開に大きな期待を寄せていた。これは、「教育令」公布前に、事実上学区制・学区取締制度を廃止して、学務委員制度にも類似した学区委員制度を発足させ、それに依拠して積極的な「学制」修正の施策を推進する体制を整えた宮城県当局としては、その基本的方向において何ら軌道修正を実施する必要がなかったとの現実的な見通しがあった故であろう。

事実、「教育令」公布後の明治13年2月18日付で、改めて「宮城県学規」⁴⁶⁾（県達甲第19号）が制定されたのであるが、その基本規定においては何らの修正・変更も行なうことなく、全体としては「12年学規」の趣旨をそのまま踏襲しながら、諸規定の統合、簡略化をすすめたものであった。併し、「教育令」における諸規定との関係から「学区委員」を「学務委員」と改称したことと、「教員演習会」に関する規定を「12年学規」から切り離し、別箇「規則」⁴⁷⁾として新たに制定したこと等若干の修正が試みられてはいる。「12年学規」と「13年学規」とが、基本的には同一の地方教育行政構想に基づくものであり、「教育令」公布の影響は、それほど大きなものではなかったと考えられる。してみれば、「教育令」は、現実に進行していた「地方」教育の「地方分権化」の方向を容認し、その基盤のうえにたって改めて教育行政の地方分権化の方向を助長するものであったとみることもできるのではなからうか。

一般に、「教育令」公布の結果、政府の干渉が緩和し、ために全国的に「学事退歩ノ景況」が現出したといわれる。⁴⁸⁾先に引用した「宮城県学事年報」にも「学事退歩ノ景況ヲ見シ」との指摘があり、かかる傾向は全国的なものであるかの如くみられ勝ちであるが、同じ報告に「就生徒ノ増加……生徒漸ク奮発競争ノ気力ヲ生シ、着実普通ノ学則ヲ履ント欲スル……」とされる事態があったことが報告されている事柄からして、「教育令」公布の結果「学事退歩ノ景況」が生じた、と単純に結論しえないよう

にも思われる。いずれにしても「教育令」公布前後の地方教育の実態について、より正確な史実の把握が必要であることは指摘しておいてよいことであろう。

ところで、先述した「教員演習会規則」に関連して、県下では既に明治10年を前後して共同教育会議、大区教育会議、訓導集会、教員衆会、教育議会、或いは教員授業演習会等々、その名称・組織形態・性格規定など一様ではないが、さまざまなかたちで教員を主要なメンバーとして、教育実践上の諸問題をテーマとして相互に論じ、議する機会がもたれていたことは特に注目される。⁴⁹⁾「教員演習会」は、謂わばこれらが県公認のものとして新たな発展が期待された機関であったといえるかもしれないのである。宮城県において「教育会」が公認されるのは「宮城県教育会規則」の制定⁵⁰⁾以降のことであるが、それ以前の「教育会」の形態は、「教員演習会」の類を母体として発足したともいえるのではなかろうか。これが佐藤秀夫氏が述べるように「その運用のいかんによっては、人民の代議制機構として将来発展しうるであろう可能性をも含んでいた」⁵¹⁾とまでは評価しえなくとも、教員の研修・交流の組織として期待され、「学制」が空文無力化し、「教育令」公布前後の事実上の教育行政の地方分権化の動向の中で、これらの組織・機関が果たした役割は必ずしも小さなものではなかったであろう。

「教育令」の教育行政における地方分権化の動向と関連して興味ある史実を指摘してみよう。それは、明治12年8月制定の「宮城県小学校教則」についての文部当局と宮城県当局との間の往復文書の内容である。同教則は教科目中「修身科」を欠くものであった。この教則編成のあり方に対し、文部省は、それを「欠点」とあると指摘して、「其県ニ於テ直ニ制定候儀不相成候事」と、「修身科」を欠いた教則の県下への布達を禁じたのである。

この指令に対し宮城県当局は、教則編成については「可及的各町村ノ自由ニ放任ノ見込」と主張して、⁵²⁾結局、「修身」を欠除した教則を

そのまま「模本教則」として県下へ布達したのである。⁵³⁾この一事は、教則＝教育内容については地方が、その主体性・自主的判断をし得るとの解釈に基づくものであったともいえるのではなかろうか。同趣旨の主張は、当時宮城県の学務官僚として最高責任者の地位にあった首藤陸三の「教育上ノ意見」⁵⁴⁾(明治13年4月5日付)と題する一文にも認められる。首藤はその中で「該令(「教育令」を指す一筆者註)ノ如キハ専ラ自由教育ノ主義ニ出ルモノ……小学校ノ如キハ拳テ町村人民ノ協議ニ任放セラレ教則編成ノ如キモ亦タ各地担当ノ教員輩ニ委セラレタル……一定ノ教育法ヲ以テ教育スルノ謂ニ非サルコトハ既ニ明カナリ」と述べ、「自由主義」教育令を高く評価し、教則編成上の地方分権化を「至当」と主張している。その際、教員を主要なメンバーとして構成・組織される「教員演習会」の役割が重視されていたことは容易に推察され、更に進んで「中央」に「教育会」を組織して、教育政策樹立の機関とすることを首藤は構想していたのである。

教育行政の方式において、形式上あるいは法制上、たとえそれが明治政権の教育政策の枠内に限られるにせよ、所謂「地方分権主義」を採用した「教育令」が、結果的には本来明治国家の形成に対して負うべき教育課題を逸脱し、権力内部の教育支配の思惑の相違に於て是正されることを必然としたとはいえず、明治10年代初頭における上述の如き「地方教育」の動向との関連においてみる限りにおいて、極めて当時の日本の現実を踏まえた漸進的教育改革を意図したものであったとみることができるのである。このような意味において、「教育令」を教育政策的に失敗であったとする見解⁵⁵⁾は首肯しがたいのである。以下節を改め、所謂「明治13年の改正教育令」公布前後の「地方教育」の動向を検討してみることになしたい。

Ⅳ 「改正教育令」の公布と、その「地方」への浸透過程

周知の如く、明治7年、板垣退助、江藤新平

等は国会開設を要求する「民撰議院設立建白書」を左院に提出したが、これに端を発した所謂自由民権運動は、明治10年代初頭から半ばにかけて日本全土に波及する勢いをみせた。

「教育令」の公布の時期は、いわゆる「上流の民権」から「下流の民権」へと自由民権運動がまさに飛躍的に発展をみせ、本格的な反政運動としての性格を強めていった時期であった。⁵⁶⁾ この運動の一定の前進に支えられて民権派からはいわゆる「自由教育論」⁵⁷⁾ が勃興し始めており、またその政治的運動の影響を公教育が受ける可能性が現実化していたことは、例えば明治13年度の茨城県学事年報が「当時自由ヲ愛重スルノ説盛ニ起リ施テ教育上ニ論下シ……大ニ民心ヲ攪動ス」⁵⁸⁾ と報告し、島田三郎が「当時の政界は自由思想頗る盛で、国会開設や自由民権の議論で全国鼎が湧くが如く、其影響は教育界に及びて教育方面に於てもスペンサーやバイン等の書物や其他英国の自由教育論が多く教育界の間に読まれ自由放任主義が唱えられて居た」⁵⁹⁾ と回顧して述べているところに窺い知れよう。福島県を除外すれば、概して自由民権運動が盛んでなかった東北地方でさえ、例えば宮城県において「小学校教員及新聞記者ト演説会討論会ト云フモノ始マリ仲々盛大ナリ……小学校ニ於テモ之ヲ催スコトト為リ頗り流行ヲ極メ……滑稽奇抜ノ弁舌ニ聴衆ヲ驚カシメ……」⁶⁰⁾ といわれる事態が生じていたこと等によって、自由民権思想及びその運動の教育界への浸透を確認しえよう。民権運動の中で、その推進者達は、地域住民の多様なエネルギーを吸収することによって、明治新政府の推進する公教育の体制化に何らかのかたちによって対決する可能性は十分存在したであろう。それがまた儒教主義的立場からの国家主義教育への志向を醸成する基盤ともなつたと考えられる。

かかる自由民権運動の昂揚という事態の中で、明治13年(1880)2月、地方官会議が開催された。この地方官会議の主題は、「区町村会法案」の審議であったが、それは「教育令」の

学務委員制度及び「区町村」の教育行政上の「自治権」とも直接的な関係を当然もつものであった。この会議に出席していた京都府知事榎村正直と山梨県令藤村紫郎は、連名を以て太政大臣三条実美に建白書を提出し、「教育令」の根本的改正の必要を上申したのである。⁶¹⁾ この建白書は、地方分権主義を教育行政の方式とする「教育令」の下では、教則の編成権をはじめとして、教員の任命権等々の諸権限が学務委員にあって、地方当局、即ち府知事県令の教育行政権が著るしく抑制・制限されていることを批判し、その権限の回復を求めるとともに、自由民権運動に対応する教育のあり方について、明確な方針を樹立すべきである、と主張するものであった。この地方官会議における建言書の提出が、一つの重要な契機となつて、「教育令」改正の作業が具体化していったのである。その主導的役割を果たしたのは、上述した地方官会議の議長であった河野敏鎌であった。河野は文部卿就任直後の明治13年3月18日付を以て、各地方官に対し「教育並其事務上ニ付意見」があれば、その詳細を具申するよう「内達」したのであった。⁶²⁾ この「内達」を機に各府県当局は直ちに「意見書」を提出し、「教育令」批判の見解を披瀝したものである。前節において紹介した首藤陸三の「教育上ノ意見」もその一例であった。「意見書」の多くは、先述の「建白書」の趣旨を肯定するものであったのに対して、首藤の意見はこれらと真向うから対立したものであったともいえよう。

地方官の多くが、地方教育行政における自己の権限の拡大、強化を主張したのに対して、首藤は、教則編成上の地方分権化、自由主義化を主張しつつも、それを、地方官の権限に委ねるというのではなく、地方教育行政の専門家たる「教育主任官(府県学務係)」によって組織する「教育会」に「教育上ニ係ル一切ノ事件ヲ議定スル」権限を与えるべきことこそが「今日ノ要務」である、と主張していたのである。⁶³⁾ しかし大勢は「建白書」と同趣旨の意見で占められた。文部卿河野は、明治天皇の巡幸に先発して

明治13年6月から7月にかけて山梨・京都・三重等の地方を巡視し、地方教育の実情を報告した。それが土屋忠雄氏によって学会に紹介された「視察報告書」⁶⁴⁾である。この「報告書」によって、「教育令」改定の基本的方向、即ち教育行政における統制・干渉主義の復活と就学督促の強化、更には儒教主義による徳育重視による自由民権運動対策、等を基調とする教育政策への方向転換の構想が確固たるものになったことが窺われる。まず河野文部卿は、「教育令」改定に先行して、相次いでいわゆる挽回政策を展開し、「改正教育令」の路線を確実に敷設したのである。即ち、公立小学教則、私立学校教則、公立学校廃置、教員免許法等々に対する統制強化の一連の政策がそれである。⁶⁵⁾ その影響は直ちに地方に現われ始めた。例えば、宮城県当局が先に（明治13年2月18日）制定した「宮城県教育会規則」の実施延期の達を発し⁶⁶⁾ たのが明治13年5月15日付であり、「修身」を欠いた教則を「模本」として布達した「宮城県小学校教則」取消の指令⁶⁷⁾を発したのが、明治13年11月4日付のことである。これらの措置は、明らかに河野文部卿の挽回政策に即応せざるを得なかった地方当局の具体的施策の現われといえよう。そこには、かつて教則編成のことは「可及的各町村ノ自由ニ放任見込」として主張して、文部省の指令を拒否した「地方」当局が主体的に判断し、或いはまた、「教育令」を「専ら自由主義ニ出ルモノ」と高く評価して、その「自由主義教育令」による地方分権主義教育行政の具体的展開を期待する、といった姿勢はほとんどみられず、中央の教育政策に積極的に順応する地方当局の反応を見るのである。地方教育情勢の急転を思わせる。ところで、所謂「改正教育令」が公布されたのは明治13年（1880）12月28日のことであるが、「教育令」改定のごとは、かなり早い時期から地方当局において感知されていたように思われる。すなわち、明治13年10月1日付で宮城県当局は文部省に対し、「教育令改正ノ風説アリ、文部省ノ意見ヲ伺云々」との電文でその真偽を伺出たのに対し、翌

日付で文部省地方学務局長・文部大書記辻新次は、「未タ御確答難致儀云々」との返信があった。⁶⁸⁾ この電文往復の事実によってこのことが確認されよう。宮城県当局の危惧は、河野文部卿就任以後の急転した文教政策の推移をみれば当然であったと思われるが、「確答難致」と返答した直後、その同じ文部当局によって「改正教育令」が公布されたのである。⁶⁹⁾

改めて詳述するまでもなく、「改正教育令」は、「教学大旨」以来の天皇側近派からの儒教主義的徳育強化の意向を、「修身科」を首位教科目に掲げることによって汲み入れながら、他方では、「地方官会議」以来の地方官の「教育令」批判にこたえるべく、地方教育行政上における府知事県令の権限を拡大強化し、地方官を介して中央政府＝文部省の教育意思を徹底浸透させる中央集権・統制・干渉主義の教育行政をその基調とした。この教育法の改定は、迫り来る民権運動の攻勢をかわしながら、いわゆる「明治14年の政変」を契機として「外見的立憲制樹立の基本構想がなされ、天皇制絶対主義政権を確立」⁷⁰⁾しようとした為政者にとっての焦眉の政治的課題に教育政策を以て対応しようとした、その意図を具現化したものであり、「改正教育令」以降の教育政策は、この基調のうえに立って推進されたものであったと考えられる。かかる教育政策がいかなるかたちにおいて「地方」へ浸透し、その結果、どのような教育実態が生じたのか、宮城県の場合について検討を加えることにしたい。先に、宮城県当局が「宮城県教育規則」実施延期の布達を発したを述べたが、文部省は明治14年6月、文部省達第21号及び第22号を以て、教育会の設立を許可制とすることと、その審議内容の届出制を規定する布達を出した。⁷¹⁾ これは「運用のいかんによっては人民の代議制機構として将来発展しうるであろう可能性を」孕んでいた当時の「教育会」に対する公然たる文部省の統制強化を意味していることは明らかであるが、それが既に現実化していたのである。「東北新報」が明治14年6月21日付の記事の中で次の如く報じている。

「地方教育の改良を計画せんとするに学務課の如き指揮を受け……教育会を維持せんと欲せば……其希図するところ寔に狭隘なる、其計画するところの事業は自由教育の精神に反し干渉主義に流れ教育の退歩を見る」⁷²⁾

要するに、「教育令」の「自由教育の精神」に基づいて「地方教育の改良」を意図して組織した「教育会」が、県当局の指揮監督の下で、次第にその初期形態を喪失し、そのことが、地方「教育の退歩」を招くことを警告しているのである。地方の「教育会」の成立過程を考察する上で上述の主張は興味ある一事といえるであろう。かかる警告にも拘わらず県当局は、明治14年7月8日付で、教育会を開設するものは其規則を県当局へ伺出るべきことを指令した。⁷³⁾これによって、県下に存在した多様な組織と性格をもった「教育会」は全面的に県当局の掌握するところとなり、官府性を附与されることとなったのである。

以後県下に相次いで「教育会」が組織されていったのであるが、それは、民間性を完全なまでに捨象した純然たる官製の「翼賛団体」そのものであったといえる。それが「教育会」存続の唯一の条件であったのである。この「教育会」統制の布達と前後して、「小学校教員心得」(明治14年6月18日付)、「学校教員品行検定規則」(明治14年7月21日付)等々、教員の政治活動はもとより、その言論・思想の自由をも制約・規制する諸規定が公布され、更には教科書統制、「教則綱領」の制定等いわゆる一連の反動的文教政策が、農商務卿に転じた河野敏謙に代わった文部卿福岡孝弟の下で展開されていったのである。⁷⁴⁾

こうした一連の政策を受け、「改正教育令」的教育施策が、宮城県において具体化されるのは、明治15年3月13日付を以て制定の「宮城県学事条例」⁷⁵⁾(県甲達第30号)によってであった。当然予想され得る事柄ではあるが、「12年学規」及び「13年学規」等においてみられた、宮城県独自のものともいえる「教員演習会」等の特色ある条項は完全に消滅し、「改正教育令」

の趣旨が全面的に踏襲された内容で以て構成されていたものとみて誤りではなからう。

「宮城県学事条例」は、全11章85カ条から成り、町村立学校の設置廃止、学齢児童の就学督責、小学校訓導の任免、小学校職制等に関する規定をはじめ、私立学校の処分・設置・廃止にいたるまで詳細且つ厳重な規定を設けて、国が定めた基準を全面的に遵法する県当局の教育施策の基本方針を確定したものと見える。注目すべきは、第三章「町村立学校幼稚園書籍館設置廃止」の条項において、小学校における教科目の首位に「修身科」を掲入するとともに、その末尾の箇所に「其道理ハ専ラ儒教ニ基キテ説キ、他教ノ理論ヲ雜ヘサラン事ヲ要ス」⁷⁶⁾との担書きが附されていることと、第二章の「学務委員選挙」⁷⁷⁾に関する規定において、従来の公選制を改め、厳格に制限選挙、すなわち実質的には地主層の代表者によって占有された区町村会議員の選挙によって選ばれた候補者を、改めて県令が任命するという官選制を採用した。これによって、学務委員を「人民ノ選挙」によって選出する方式を否定し、そのことが学務委員を住民から切り離し、彼等を「改正教育令」による公教育体制化の末端に位置づけ得る地方教育行政の体制を整備したのである。また、地方官会議以来の懸案とされた地方教置行政上における地方官の権限についてみると、上述の学務委員の任命権のみならず解任権をも掌握したのをはじめ、学区の設定・学校の設置廃止・教則編成権・教員免許状の授与権並びに任免権、更には教員俸給額の決定権、等々、地方教育行政におけるほとんどすべての権限を半ば独占し得ることとなったのである。

県令は、謂わば管下の学事上の最高の「幹理者」たる地位を確保したといってもよいであろう。そして重大なのは、これらの県令に賦与された諸権限は、あくまでも文部官僚の指揮と監督のもとで始めて行使しうる、制限つきのもので、或いは実質的にはほとんど無きに等しいものであったのである。

「学制」末期から「教育令」期にかけて、結

果的にではあれ地方当局並びに町村住民や在地の教員の自治に委ねられていた地方教育行政上の諸事項が、府知事県令の権限として吸収する機構を、「宮城県学事条例」の制定によって整備し、それが「改正教育令」以降の教育政策、つまり天皇制国家主義教育体制の「原型」創出の政策に全面的に奉仕することに連なっていたといえるのではなからうか。福岡文部卿が明治14年12月17日、府知事県令を文部省に集めて与えた訓示はいかにもこの間の事情を示唆しているものであったといえるであろう。

「抑教育ノ弛張良否ハ国家ノ安否盛衰ニ関スル事固ヨリ重大ナルヲ以政府ハ之カヲ為ニ其法律ヲ立テ文部省ハ其施設上ニ要スル所ノ条例規則ヲ発行ス是ヲ以テ之カ執行上ノ責任ヲ担フタル諸君ハ法律規則ヲ熟覽シテ其旨趣ノアル所ヲ了得シ着々実施ニ従事セラルヘシト雖トモ或ハ予カ教育施設上希図スル所ノ主旨ニ於テ来タ諸君ニ貫徹セサルモノ無キニ非サルヲ覚フ予ノ諸君ニ於ケル教育事務上ニ在テハ恰モ同一体ノ如ク一挙手一投足モ其趣向ヲ異ニス可ラサルノ關係ヲ有セリ」⁷⁸⁾ (傍点筆者)

「宮城県学事条例」の制定は、この福岡文部卿の訓示の地方への浸透、反映の好事例であったといえるであろう。官僚主義的・国家主義的・中央集権的であることを特徴とする「帝国憲法＝教育勅語」下の教育行政の「原型」ないし基本構造は、この時期に重要な第一歩を踏み出すこととなったと考えられる。

V おわりに

以上、明治10年代における教育政策の転換とその「地方」への浸透過程を、宮城県の場合を事例として若干考察してきた。最後に以上の考察を踏まえながら本稿の一応のまとめを試み、今後の研究課題を提示しておきたい。

明治10年代の教育政策は、「学制」において目指された、わが国を近代資本主義社会へと発展させる能力と、その社会に適応できる行動様式をもった「近代人」の育成という歴史的課題にこたえるために所謂「教育の近代化」を強く

求めつつも、他方においては「改正教育令」以降顕在化した天皇制国家体制の主要な構成要因としてのイデオロギー教育の徹底を意図し、この両者が時には一種の均衡関係を維持し、またある時は激しく対立するという関係において展開された、と極くマクロに概括することができるであろう。

「地方教育」は不断に此の教育政策の影響を直接的に受け、地方独自の教育を育成する余裕を持たなかったとはいえ、政策の意図を改変する地方的可能性も萌芽として存続してきた一時期もあった。しかし、その可能性も「改正教育令」以降の、官僚統制主義の教育行政の下で儒教主義的皇道思想を標榜し、教育の価値的根源を天皇に求める政策の地方への浸透に随伴して失われ、結果的にはわが国における伝統的、支配的な公教育体制としての「天皇制国家主義教育体制」確立への社会的基盤を醸成することに奉仕していったといえよう。「改正教育令」以降、地方の教育は地方的特殊性、多様性を喪失しつつ次第に全国的な教育現象と画一的に統一化されていったのである。その過程は別の表現で言えば、「人民の為の教育」ないし「自然村（村落共同体）の学校」を育成するという方向においてではなく、「国家の為の教育」ないし「行政町村の学校」を権力的に育成するという方向において追求することを強制された過程であったとも言えよう。

19世紀以来、近代国家と目された国家において実現された所謂近代公教育体制が、国民の教育を受ける権利をより実質的に保障し、教育の機会均等を具体化することを目指して構築された事情と対照して考慮するならば、わが国において19世紀末期に形成された公教育体制が、「天皇制国家主義教育体制」を特質としていたという史実は、余りにも象徴的な意味をもっていたと言えよう。

天皇制国家主義教育体制の成立と、その地方への浸透過程については今後の研究課題とし、他日稿を改めて考察することにしたい。

(付記)

本稿に使用の史料の多くは、筆者が、昭和44～45年度文部省科学研究費補助金(総合研究A)の助成による共同研究(「地方史料による教育の近代化過程に関する調査研究」, 代表(当時)東京大学教育学部仲新教授)において協力研究員の一人として参加した際に調査収集した史料に依っている。その後、「地方教育史研究会」・「秋田県教育史研究会」・『『自由民権運動と教育』研究会』・「仙台近代史研究会」等の研究会を通し得た史料並びに、昭和47年以来『宮城県教育百年史』(通史篇全3巻及び資料篇)の編集に参加することとなり、その過程で調査収集した史料等も適宜使用させていただいた。ここに附記し、協力いただいた関係機関・関係各位に感謝の意を表します。

註

- 1) 旧幕下の教育については、主に下記の著書論文を参照とした
石川謙『日本庶民教育史』(1972年玉川大学版), 同『日本学校史の研究』1960, 同『寺子屋』1960, 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第一巻(徳川時代の教育), 笠井助治『近世藩校の総合的研究』1960, 山下武『江戸時代庶民教化政策の研究』1969, R.P. ドーア著松居訳『江戸時代の教育』1970, 『日本教育史資料』第一巻～第八巻
- 2) 『明治以降教育制度発達史』第一巻 p. 228-230 (以下『発達史』(1) p. と略す。)
- 3) 『発達史』(1) p. 232
- 4) その詳細については、主に下記著書を参照した。
倉沢剛『小学校の歴史』(I) 1963, 海後宗臣『日本近代学校史』1939, 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』1962, 仲新『明治の教育』1967, なお宮城県の場合については第32回日本教育学会(昭和48年8月, 於千葉大)において筆者は「学制学校成立の在村的基盤の形成に関する一考察」と題して口頭発表を試みた。
- 5) 『発達史』(1) p. 338-340, 明治5年8月3日布達第13号。
- 6) 『学制』の成立過程に関しては、特に前掲倉沢剛氏の著書のほか, 尾形裕康『学制実施経緯の研究』1963, が詳しい。
明治5年の「学制」頒布を以て近代学校制度の基礎が確立したとする通説的見解については、文部省編『学制70年史』1942, p. 11. 同『学制80年史』1954, p. 7. 同『学制90年史』1964, p. 5. 同『学制百年史』1972, p. 124. のほか前掲『発達史』(1)p. 273, 中島太郎『近代日本教育制度史』1966, p. 30等にみられる。戦前の通史の類はもとより, 戦後の通史の類も同様の見解を踏襲している。しかし, 近代公教育の基本的要素としてカバリーが(1)公費の確保, 貧民学校思想の排除, 完全無償化(2)州の監督権の確立, 宗派主義の排除, 等を挙げ(E. P. Cubberley; Public Education in United States, 1947, pp. 125-215) メールマンが, (1)非階級性(2)公共性(3)非党派性と住民の直接支配(4)非宗派性, 等を指摘している(A. B. Moehlman; School Administration, 1951 pp. 30-31) 事情を考慮するならば, 実際にどうであったかを抜きにしても, 法的規定においてすらなお「学制」がこれら近代公教育の基本的要素を完全に保障するものではなかったと指摘することは可能であろう。
- 7) 『発達史』(1) p. 228-230
- 8) 宮城県蔵「学事関係文書」保存番号1038「学校方向綴」, 原文表題は「小学校建設之儀伺」(以下, 県学事文書と略称)
- 9) 県学事文書(1038) 原文朱書
- 10) 宮城県史料(5) (内閣文庫「府県史料」所収, 雄松堂マイクロフィルム版) 明治9年乾
- 11) 註8) に同じ, 以下特に断り書きのない場合は同文書の引用
- 12) 「学制」の実施経過並びにその実態については, 前掲尾形氏の著書をはじめ仲新『明治初期の教育政策と地方への定着』1962, 等所謂「地方教育史」関係の著書・論文参照。なお宮城県の場合については, 下記註14) で示した拙稿がある。
- 13) 宮城県史料(1), 中小学校設立方法達書
- 14) 拙稿「宮城県における教育近代化過程の実態」(地方教育史研究会『地方教育史研究Ⅱ』1972所収), 同「東北地方における近代学校成立過程上の特徴と限界」(『秋田県教育史研究』第7号, 1973 所収)
- 15) 県学事文書(685) 小学校関係綴, 明治9年1月12日付
- 16) 『文部省第6年報』明治11年, 宮城県学事年報, p. 50
- 17) 県学事文書(682)~(686), 併せて註14) 拙稿参照のこと。
- 18) 宮城県図書館蔵『東北新聞』, 明治8年1月第13号

- 19) 宮城県史料(7)明治10年乾
- 20) 県学事文書(687) 小学校関係綴
- 21) 『文部省第6年報』明治11年, 宮城県学事年報, p. 51-52
- 22) 『文部省第8年報』明治13年, 宮城県学事年報, p. 93-94
- 23) 宮城県図書館蔵『東北新聞』, 明治7年6月第2号
- 24) 宮城県史料(3)明治8年乾
- 25) 「教育令」の成立過程については, 主に下記の著書・論文を参照した。時野谷勝「教育令制定の歴史的背景」(開国百年記念会『明治文化史論集』所収) 1952, 倉沢剛『小学校の歴史(Ⅱ)』1965, p. 3-92, 土屋忠雄前掲書, p. 219-261, 金子照基『明治前期教育行政史研究』1967, p. 136-156, 井上久雄『学制論考』1963, p. 295-321, 『明治文化資料叢書第8巻教育篇』p. 99-152
- 26) かかる事態については, 玉城肇『日本教育発達史』1963, p. 16-17, 倉沢剛前掲(Ⅱ), p. 1003-1009, 土屋忠雄「就学督励と拒否の時代」(『教育学研究』第20巻第1号所収) 1953, 等の論文・著書に部分的には明らかにされているが, その全体は依然として不明であるといつてよいであろう。重要なことは, 単に就学を拒否した, との一事に尽きるのではなく, 往時の教育に対する在地住民の意識がどうであったのか, 或いは学校教育への期待の質を吟味することである。この意味で, 石島庸男氏が「西讃農民蜂起と小学校毀焼事件」(鹿野政直外編『維新変革をめぐる在村的諸潮流』所収, 1972)において展開された論旨は注目される。氏の論文に教示されるところ大であった。コピーを送付された氏の好意に感謝する。
- 27) 『文部省第4年報』宮城県学事年報 p. 280-281 (以下同じ)
『第5年報』p. 347, 『第6年報』p. 282-283
- 28) 『文部省第5年報』明治10年, 宮城県学事年報, p. 347
- 29) 『文部省第6年報』明治11年, 宮城県学事年報, p. 283
- 30) 『文部省第5年報』p. 347, 『文部省第6年報』p. 283
- 31) 註28)に同じ
- 32) 県学事文書(687) 小学校関係綴, 明治9年10月11日
- 33) 宮城県史料(5)明治9年乾
- 34) 県学事文書(687), 例えば, 築館小学校三等訓導御代田純一, 養賢小学校一等訓導小木将美等の学区取締制度改善を求める上申書中の指摘
- 35) 『文部省第5年報』明治10年, 宮城県学事年報, p. 51
- 36) 県学事文書(686) 小学校関係綴
- 37) 同上
- 38) 県学事文書(713) 伝習学校綴, その詳細は「伝習学校の成立について」と題する拙稿(近刊予定)において論じている。
- 39) 宮城県史料(11) 明治12年乾, 以下引用は同文書
- 40) 同上
- 41) 県学事文書(719) 願伺届綴, 具体例として伊具郡丸森小学校, 栗原郡高清水小学校, 遠田郡不動村小学校等
- 42) 『文部省第6年報』明治11年, 宮城県学事年報, p. 52
- 43) 宮城県史料(11) 明治12年乾, 以下引用は同文書
- 44) 田中不二麿は「十年文部省に委員を設け, 翌十一年に及んで改正法案を草し……」と述べている。(『教育瑣談』大隈重信撰『開国五十年史』所収, 1907, p. 713) そのメンバーは田中文部大輔, 神田孝平文部少輔, 文部大書記官九鬼隆一, 同西村茂樹, 同牟田口元学, 同権大書記官辻新次, 同中島永元, 中督学野村素介, 同岡山義成等であった。(金子前掲書 p. 140-141) なお, 明治13年2月寺島宗則にかわって河野敏謙が文部卿に就任し, 翌3月田中が文部省を去って司法卿に転出した。この人事刷新が「教育令」改正の布石となっていることは否定し難い。
- 45) 『文部省第7年報』明治12年, 宮城県学事年報, p. 197, なお, 「教育令」公布に対する地方当局の受容解釈の諸相については, 近刊予定の拙稿「東北地方における近代学校成立過程上の特徴と限界に—いわゆる「自由教育令」の受容解釈をめぐって—」(『秋田県教育史研究』第8号所収)において若干詳しく触れておいた。参照いただきたい。
- 46) 宮城県史料(13) 明治14年乾, 宮城県達甲第166号「宮城県学規」(明治13年2月18日付)
- 47) 同上, 宮城県達乙第14号(明治13年2月18日付)
- 48) 従来の教育史研究の諸成果のほとんどのものがそう把握している。此の点に関し疑問を投じた稀な例として, 千葉正士『学区制度の研究』1962, p. 189-

191を挙げることができよう。かつて筆者は、就学率の算出方法に初めて疑問を投じた安川寿之輔氏の「実質就学率」なる概念を導入したその意義を高く評価しつつも、その「実質的」意味にこだわるならば、それを『文部省年報』に記載の統計に依拠する方法に疑問が残ることを指摘した。(安川寿之輔「義務教育における就学の史的考察」『教育学研究』第29巻第3号所収、拙稿「地方史料による日本教育の近代化過程に関する史的考察」『教育思想』創刊号所収、1972)つまり、史料そのものの信憑性が問われない限り、どう算出しても実態との間に隔りがあることを明確にしておく必要があるということである。註45)に示した拙稿において同様の指摘をしておいた。参照していただければ幸いである。

- 49) 拙稿「教育議会誌—その背景と意義」(国民教育研究所『宮城県における自由民権運動と教育』所収)1973, において若干詳しく述べておいた。なお具体的には遠田郡教員演習会牡鹿郡授業演習会等の例がある。
- 50) 県学事文書(720)願伺届綴明治14年,「宮城県教育会規則」の全文は、宮城県史料(13)に掲載。例えば、名取郡私立教育有志会、栗原郡教育会、本吉郡教育会等が組織されていた。
- 51) 「教育会」の成立過程の一般については、石戸谷哲夫『日本教員史研究』1958, p. 116-130, 佐藤秀夫「高等教育会および地方教育会」(海後宗臣編『井上毅の教育政策』1968, 所収)等が参考になる。より具体的実証的な研究は今後に期待される。
- 52) 県学事文書(715)官省上申綴
- 53) 宮城県史料(11)明治12年乾, 明治12年8月4日付宮城県達甲第144号
- 54) 県学事文書(715)官省上申綴, 明治13年4月5日付, その全文は註49)に示した拙稿に復刻掲載しておいた。その内容が、下記(註57)の植木枝盛の「教育ハ自由ニセサル可カラス」に類似していることは注目される。
- 55) 「教育令」を失敗策であったとする見解は、たとえば前掲倉沢剛(Ⅱ)p. 1030, 土屋忠雄前掲書, p. 285に見られる
- 56) 「自由民権運動と教育」との関係についての研究は、教育史研究の他の分野に比べると相対的におくれている。その遅れは、教育思想史の研究や教育運動・教育実践に関する研究が、教育制度史や教育行政史関係の研究に比較して相対的におくれている事情とはほぼ共通した問題から出発しており、つまり教

育史研究の課題認識や研究方法論の問題から発していることの意味は極めて重大であろう。石戸谷哲夫氏の『日本教員史研究』1958, の先駆的業績をはじめ、宮原誠一『教育史』1963, 等があるのみであった。最近では、坂元忠芳・柿沼肇編『社会運動と教育』(「近代日本教育論集」(2)), 黒崎勲「自由民権運動における公教育理論の研究」(「教育学研究」第38巻第1号所収)1971, 拙稿「自由民権運動の教育史的意義に関する若干の考察」(「教育学研究」第39巻第1号所収)1972, 影山昇「明治初年の土佐派自由民権結社『立志社』と『立志学舎』の教育」(「愛媛大学教育学部紀要」第18巻第1号所収)1972, 等によって学会において注目されるようになり、意欲的な研究がみられるようになってきた。

なお、自由民権運動に関しては主として下記の著書・論文を参照した。遠山茂樹・堀江英一『自由民権期の研究』(全5巻)1959, 『自由党史』(岩波文庫, 全3巻), 後藤靖・下山三郎編『自由民権思想』1968, 色川大吉『明治精神史』1964, 石田雄『明治政治思想史研究』1963, 大石嘉一郎『日本地方財行政序説』1961, 『河野磐州伝』(上)1923. 稲葉誠太郎編『加波山事件関係資料集』1970, 家永三郎『植木枝盛』1960, 森田敏彦「自由民権運動の構造」(中村吉治編『宮城県農民運動史』)1968, 等。

なお、自由民権運動を含めた近代日本史全般に亘って「仙台近代史研究会」会員諸兄より多大の御教示をいただいた。

- 57) その代表的なものは、自由民権運動のすぐれた理論家・実践家・啓蒙家と評価される植木枝盛の「教育ハ自由ニセサル可カラス」(「愛国新誌」第10号, 明治13年10月22日)であろう。前掲坂元・柿沼編『社会運動と教育』に復刻のもの参照。
- 58) 『文部省第8年報』明治13年, 茨城県学事年報, p. 142-143
- 59) 島田三郎「改正教育令の公布」(『教育五十年史』, 1922, 所収) p. 32
- 60) 佐藤郁二郎『感懐録』1932, なお, 「自由民権運動と教育」関係の文献目録の詳細は, 註49)に示した拙稿巻末に掲げておいた。その目録に以下の文献を追録のこと。
- 片桐芳雄「秋田県における自由民権運動と教育」(「国民教育」No. 15所収)1973, 土方苑子「岩手県における自由民権運動と教育」(「国民教育」No. 16)1973, 中内敏夫「自由民権運動の教育性について」(『近代日本教育思想史』所収)1973

- 61) 『京都府教育史』(上) p. 415-417, 併せて『地方官会議傍聴録』(上下二冊) 参照。なお, この会議に宮城県から県大書記官成川尚義が出席していた。
- 62) 『発達史』(2) p. 170
- 63) 註54) に同じ
- 64) その詳細は, 土屋忠雄「河野文部卿の視察報告書について」(『日本の教育史学』第一集), p. 42-66, 参照。
- 65) 『江木千之翁経歴談』(上) p. 45-46
- 66) 県学事文書(1062) 管内布達綴
- 67) 註66) に同じ
- 68) 県学事文書(715) 願伺届綴, 原文カナ, 発信は明治13年10月1日付往信は同10月2日付
- 69) 「改正教育令」の条文は『発達史』(2) p. 201-206, その評価については土屋前掲書, p. 313, 金子前掲書, p. 192
- 70) 大久保利謙「明治14年の政変」(『明治政権の確立過程』所収) p. 159, 金子照基「改正教育令と明治14年の政変」(『日本の教育史学』第2集所収)
- 71) 『発達史』(2) p. 518
- 72) 宮城県図書館蔵「東北新報」明治14年6月21日付
- 73) 宮城県史料(15) 明治14年7月8日
- 74) 「改正教育令」以降の諸法律・規則・布達は『発達史』(2) p. 210~238 に掲載されている。その県版は「宮城県学事令規」(内閣文庫蔵「道府県学事令規」雄松堂マイクロフィルム版) に所載。
- 75) 宮城県史料(17) 明治15年乾, 県達甲第30号「宮城県学事条例」, 以下同条例。
- 76) 同上第3章, なお, 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』1965, 藤田昌士「修身科の成立について」(『東京大学教育学部紀要』第8巻所収) 1965, 等参照。
- 77) 「宮城県学事条例」第2章
- 78) 『発達史』(2) p. 226-233。

(1973. 10稿)

The Change of Educational Policies of the 10th Period of Meiji Era and The Process of its penetration into The local Community

— the case of Miyagi Prefecture —

Masahiro CHIBA

The object of this paper is to make analysis of the change of Educational Policies of the 10th Period of Meiji Era and the process of its penetration into the local community, based on the historical materials in Miyagi Prefecture. (chapter I.)

After the Meiji Restruration, the public educational system in Japan was set in 1872's educational Act, called "Gakusei", the first Japanese nation-wide educational Ordinance. Japanese education set out the road to modernization. So each prefecture made its own schooling plan.

In chapter II, I examined how the educational plan was drafted under the provision of "Gakusei" in the case of Miyagi Pref., and then how the plan developed under the conditions of the local community. As a result, I found that in spite of the equal opportunity of education under the new school system, inequality by social status and sex, etc existed.

In chapter III, I analyzed the change-process of educational policies, from "Gakusei" to

“Kyôikurei” and the local government educational policies in the 10th period of Meiji Era. In chapter IV, I referred that “Kyôikurei”, the educational Ordinance of 1879, was severely criticized for its liberalistic texture and its localism in the educational Administration by the Emperor Meiji and people surrounding him, as well as local government administrators.

Kono, minister of Education, was ordered to make a survey the educational conditions in the local community. And then “Kyôikurei” was denied by him and “Kaisei-Kyôikurei”, educational Ordinance of 1880, acted. This ordinance ordered tightening of government supervision, control of curriculum, enforced moral education and strengthening of administrative organization in local districts. Therefore, we cannot call the process of the modernization of Japanese education in the real meaning of the word. Again, this educational policies provided a background of the establishment of the Meiji constitution and the Emperor system of Education. This conclusion was written in the last chapter V.